

- **公共事業労務費調査**
- **建設DX**
- **CCUS活用試行工事実施要領の改定**
- **現場環境改善費試行要領の改定**

# 1. 公共事業労務費調査

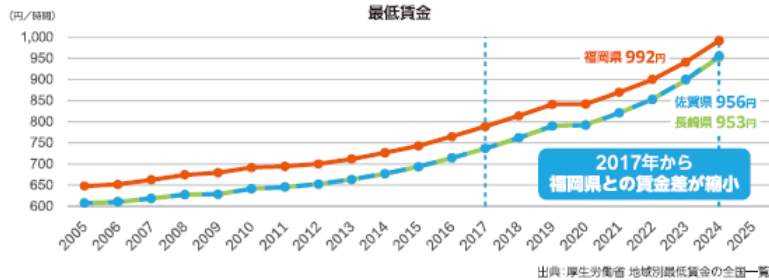
隣県への人材流出 担い手不足 の解消には**労務単価アップ**が不可欠!

## 公共事業労務費調査 4つのポイント

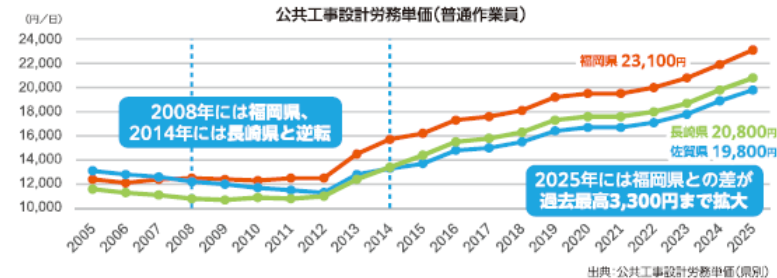
みなさまにご協力いただく「公共事業労務費調査」は、公共工事の積算に使用する「公共工事設計労務単価」の基礎資料を得るための調査です。佐賀県の公共工事設計労務単価は隣県との差が大きく、人材が流出する要因となっています。適切な公共工事設計労務単価の設定のため、調査票へ正確に記入していただくことが重要です。



**佐賀県の現状**…最低賃金は隣県の福岡県との差が年々縮小しています。一方、設計労務単価は、2025年には福岡県と3,300円もの差がついており、今こそ適切な設計労務単価の設定が求められています。



令和8年2月17日  
国土交通省が  
「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」を公表



隣県との差が拡大



年	福岡県	佐賀県との差
2026年	24,100円	(3,400円)
	21,900円	(1,200円)
	20,700円	

# 1. 公共事業労務費調査

ポイント

## 1 就業規則や雇用契約書の見直し

労働基準法第32条では「休憩時間を除いて、週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならない」と定められています。せっかく作成いただいた調査票も、**就業規則や雇用契約書等が週40時間労働を守れていないと棄却になります。**

**棄却されないためには・・・**

**就業規則\*に定める所定労働時間が、週40時間以内になるようにしてください。**

\*おおむね10年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

**就業規則\*や雇用契約書(労働条件通知書、雇入通知書等)を見直し、労働基準監督署へ届け出てください。**  
**現行の労働基準法に準拠していない場合は、更新作業を行うようにしてください。**

\*労働者の数が「常時10人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。



ポイント

## 2 就業規則等の労働時間と実際の労働時間の確認

熱中症対策として休憩時間を見直している会社が増えています。

実際の労働時間が週35時間なのに、就業規則等が週40時間のままになっていませんか？

労務費調査では、就業規則や雇用契約書に記載されている労働時間をもとに1日あたりの労務単価を計算するので、週40時間のままで**労務単価が低く計算されてしまいます。**

**解決方法** 見直した就業規則等を必ず労働基準監督署に提出してください。  
 就業規則等を更新することで現状の労働時間に見合った賃金を算出します。

1日当たりの支払賃金を18,900円と仮定



就業規則や雇用契約書で算出した賃金  
 (18,900円÷8時間)×8時間=  
**18,900円/日**

見直した就業規則や雇用契約書で算出した賃金  
 (18,900円÷7時間)×8時間=  
**21,600円/日**

**2,700円 UP!!**

ポイント

## 3 実際の作業内容に見合った職種の見直し

**職種判定は最重要ポイントです!** 実際の作業内容に見合わない職種を選択してしまうと、**労務単価を下げてしまう場合があります。**

**解決方法** 社内で使用している呼称ではなく、実際の作業内容に見合った職種を「公共事業労務費調査の手引き」から正しく選択・記入しましょう。そうすることで、各職種に適正な賃金が反映されます。

(例) 型枠工を主とした会社の場合

職種	型枠工	型枠工	型枠工	軽作業員
適切でない職種	Aさん 経験年数:30年 賃金 40,000	Bさん 経験年数:15年 賃金 32,000	Cさん 経験年数:2年 賃金 12,000	—
適切な職種	Aさん 経験年数:30年 賃金 40,000	Bさん 経験年数:15年 賃金 32,000	—	Cさん 経験年数:2年 賃金 12,000

実際は普通作業員や軽作業員などの職種に従事している労働者がいるにもかかわらず、社内で使用している職種名にとらわれて一律「型枠工」にしてしまうと、型枠工より安い賃金が反映され、単価を下げてしまいます。

**こちらで記入!!**

ポイント

## 4 調査票は各工事に分けて提出

対象となった複数の工事を佐賀県以外の工事にまとめてしまうと、佐賀県での調査対象数が減る可能性があり、**労務単価が下がるおそれがあります。**

**解決方法** 受注している複数の工事が審査対象となることがあります。その場合、1つの工事に集約して提出するのではなく、労働者ごとに適した工事および職種を選択し、工事ごとに提出してください。

- 労働者ごとに現場での作業日数が最も多い工事を選択
- 作業日数が最も多い工事の職種を採用
- 現場代理人などの現場技術者や見習い・手元の方は審査対象外(詳細は「公共事業労務費調査の手引き」を確認してください)

○○建設	工事①(佐賀県発注)		工事②(佐賀県道事務所発注)		工事③(福岡県発注)		備考			
	元請け	1次下請け	元請け	1次下請け	元請け	1次下請け				
立場	現場作業日数	調査対象	立場	現場作業日数	調査対象	立場	現場作業日数	調査対象		
Aさん	現場代理人	0	対象外	運転手(一般)	1	×	—	—	即時で1日だけ運転手(一般)として働いているが現場代理人(技術者)としての給料が支払われているため対象外	
Bさん	世話役	7	×	世話役	1	×	世話役	12	○	最も稼働の多い工事③に世話役として提出
Cさん	特殊作業員	3	×	普通作業員	5	×	普通作業員	10	○	最も稼働の多い工事③に普通作業員として提出
Dさん	普通作業員	18	○	普通作業員	1	×	普通作業員	1	×	最も稼働の多い工事①に普通作業員として提出
Eさん	運転手(一般)	6	×	運転手(一般)	11	○	運転手(特殊)	2	×	最も稼働の多い工事②に運転手(一般)として提出
Fさん	軽作業員	3	○	電工(見習い)	12	対象外	軽作業員	2	×	電工見習いの稼働が最も多いが対象外であるため次に稼働の多い工事①に軽作業員として提出

# 1. 公共事業労務費調査

## 労務費調査 Q&A

### Q まずは何から始めたらいいですか？

元請け企業：佐賀県(または調査委託会社)からの案内が届き次第、「対象企業名簿」と「施工体系図」の作成と提出をお願いします。  
下請け企業：元請け企業から案内がありますので、調査票を作成して期日までに提出をお願いします。

### Q 複数の工事が審査対象になった場合どうしたらいいですか？

労働者ごとに、従事した日数が多い工事の調査票に記入してください。→ポイント④参照  
なお、複数の工事に同じ労働者を重複して記載しないでください。

### Q 10月の工事に従事した人が対象ですか？

労務費調査の対象は職種と賃金計算期間で決まります。つぎの①②のどちらかに該当する場合は対象です。

①51職種に該当し、10月賃金計算期間内に従事した。

②38職種に該当し、9月賃金計算期間内に従事した。

※51職種・38職種や賃金計算期間の詳細は、「公共事業労務費調査の手引き」を確認してください。

### Q 現場代理人、監理技術者、主任技術者は調査対象ですか？

元請け企業：現場技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者など)は対象外です。  
下請け企業：作業に従事しない主任技術者等は対象外です。

## 令和7年度 労務費調査スケジュール ※実施時期は前後する場合があります。

8月～9月 調査対象工事の選定・調査対象元請け業者への通知

9月～10月 調査対象業者(下請け企業含む)において調査票の記入

10月上旬 労務費調査説明会

10月下旬 調査票記入サポート相談会

11月～12月 調査票の審査 ※例年の審査期間は11月のみ

2月～3月 公共工事設計労務単価の決定・公表

3月～ 工事予定価格の積算に使用

### 労務費調査協力依頼

①対象企業名簿・施工体系図の提出  
9月下旬 元請け企業対象

②調査票・確認資料の提出  
11月上旬～中旬 元請け・下請け企業対象

【注意】  
書面調査とオンライン調査では  
提出方法が異なります。

③電話での聞き取り  
11月下旬～12月中旬  
調査票に不明な点がある場合のみ

## 調査対象外の労働者(例)

- ・見習い、手元等
- ・年金等受給に伴い日当り賃金を調整している労働者
- ・外国人研修生、技能実習生

## 令和8年度の労務費調査スケジュール

- ・例年どおりであれば、  
9月に調査対象元請け業者へ通知予定
- ・今年度も、調査対象業者(下請企業含む)を対象に  
「労務費調査説明会」  
「調査票記入サポート相談会」 を開催予定

※調査対象業者の方は、是非、ご参加ください！

佐賀県の適切な公共工事設計労務単価の設定には、調査票へ正確に記入していただくことが重要です。何卒、ご協力よろしくお願いいたします。



# 2. 建設DX

## ■建設DXとi-Construction 2.0

インフラ分野のDX(業務、組織、プロセス、文化・風土、働き方の変革)

インフラの利用  
サービスの向上  
安全 安心の実現

ハザードマップ(水害リスク情報)の3D表示



リスク情報の3D表示により  
コミュニケーションをリアルに

特車通行手続の  
即時処理

河川利用等手続きの  
オンライン24時間化

デジタルツイン  
データプラットフォーム



DiMAPS



PLATEAU

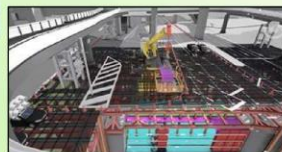
**i-Construction 2.0 -建設現場のオートメーション化-**



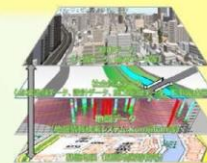
3次元設計の標準化  
BIM/CIM



建設機械施工の自動化



デジタルツインを活用した  
施工シミュレーション



国土交通データ  
プラットフォーム

地下空間の3D化  
所有者と掘削事業者の  
協議・立会等の効率化

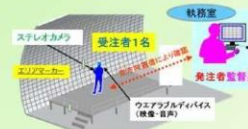
インフラの整備  
管理等の高度化

3次元データをやりとりする  
大容量ネットワーク



プレキャスト  
部材の活用

遠隔臨場



遠隔操作ロボット活用

建設業界 建機メーカー、 測量、地質 建設コンサルタント 等

ソフトウェア、通信業界、サービス業界

占用事業者 等

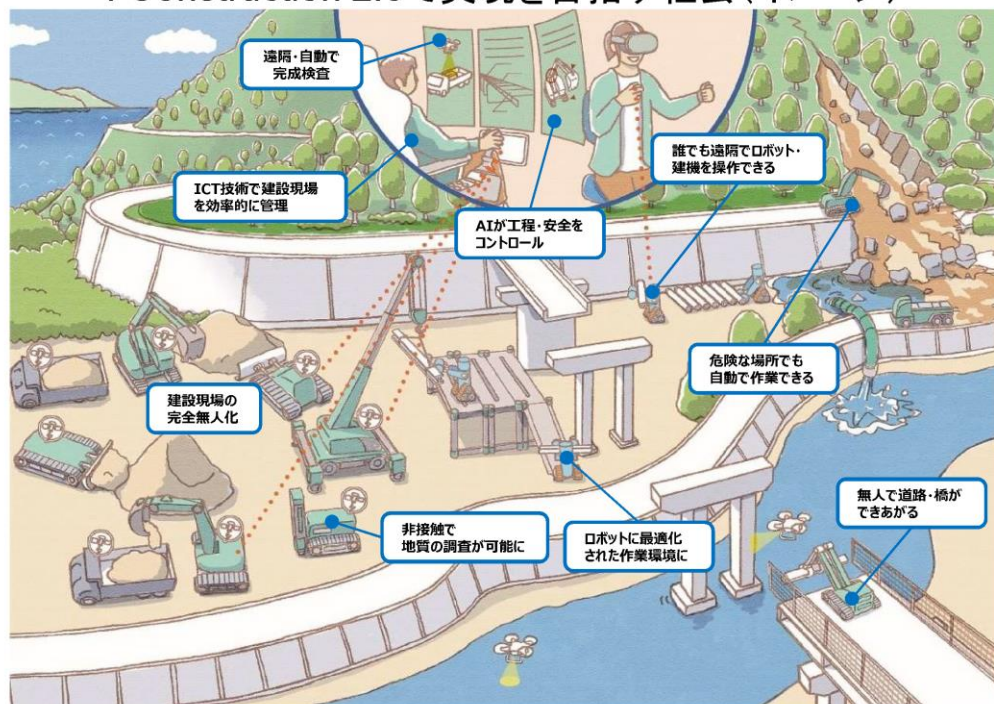
※ 「i-Construction 2.0 ~建設現場のオートメーション化~ (令和6年4月) 国土交通省」より抜粋

## 2. 建設DX

### ■i-Construction 2.0 建設現場のオートメーション化（目指す目標）

- 建設現場の生産性向上の取組であるi-Constructionは、2040年度までの建設現場のオートメーション化の実現に向け、i-Construction 2.0として取組を深化。
- デジタル技術を最大限活用し、少ない人数で、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場を実現。
- 建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、国民生活や経済活動の基盤となるインフラを守り続ける。

#### i-Construction 2.0で実現を目指す社会（イメージ）



第5期技術基本計画を基に一部修正

### **i-Construction 2.0: 建設現場のオートメーション化に向けた取組** (インフラDXアクションプランの建設現場における取組)

#### **i-Construction 2.0** で**2040**年度までに 実現する目標

##### 省人化

- ・人口減少下においても持続可能なインフラ整備・維持管理ができる体制を目指す。
- ・2040年度までに少なくとも省人化3割、すなわち生産性1.5倍を目指す。

##### 安全確保

- ・建設現場の死亡事故を削減。

##### 働き方改革・新3K

- ・屋外作業のリモート化・オフサイト化。

# 2. 建設DX

## ■建設現場を取り巻く背景・課題（生産年齢人口の減少・災害の激甚化・頻発化）

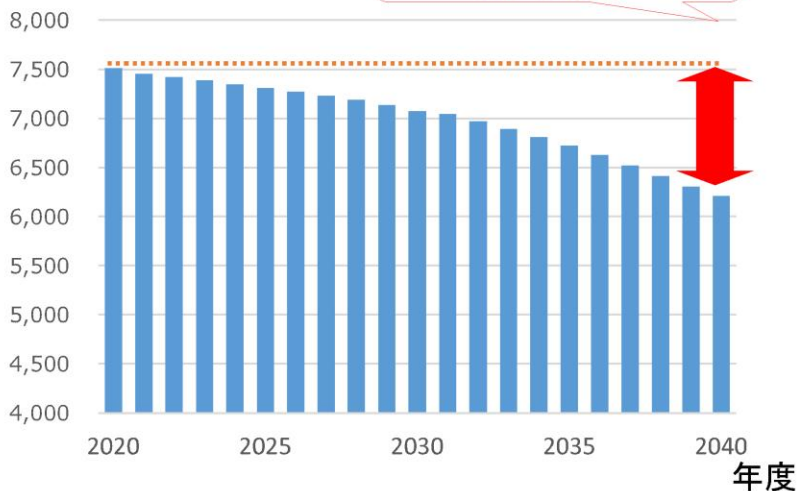
- 生産年齢人口は2040年度には、対2020年度比で約2割減少と予測。
- 毎年のように日本各地で自然災害が発生し、被害が激甚化・頻発化。

### 生産年齢人口の推移

2020年度 約7,509万人 ⇒ 2040年度 約6,213万人

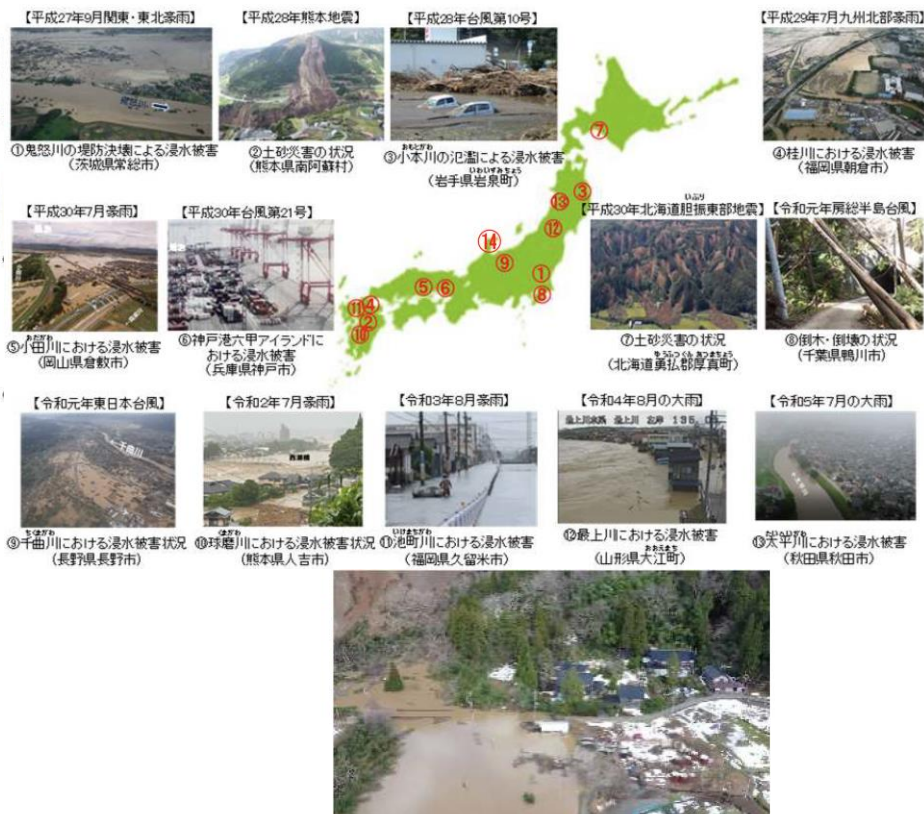
万人

2040年度は対2020年度比  
約2割減少



【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（令和5年度推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

### 災害の激甚化・頻発化



## 2. 建設DX

### OICT建機導入後の声

- ・オペレーター（OP）の経験や技術に左右されない。  
経験が浅いOPでも、精度の高い施工が可能。  
イメージしながら操作できるからか、新米OPの上達が速い。
- ・丁張作業が不要。  
特に急勾配法面の丁張が不要なため安全。
- ・補助作業員を削減できる。  
重機の近くに作業員がいないので安全。
- ・作業効率もよく、安全性も向上した。



ICT技術を体験していただくために、  
講習会を開催します。

※R8の実施予定は  
別途ご案内いたします。



令和7年5月12日

建設・技術課

### 建設現場のICT技術講習会のご案内

～ ICT建機の基本と体験（ICT初級講習）～



本講習会では、ICT活用工事で必要となる知識習得や、3次元設計データを日常的に活用するスキルを向上させることを目的に、講習会及びICT建機の操作やスマートフォンによる3次元計測の体験会を実施します。

- 日 時：令和7年5月30日（金）9：30～16：10
- 場 所：【講習会】小城市戸刈地域交流センター「あしはる」（小城市戸刈町三王崎349番地）  
【体験会】土砂仮置き場（佐賀市嘉瀬町大字扇町地先）
- 対象者：ICT施工初級者（参加費：無料）
- 定 員：15名
- 申し込み：【方 法】二次元コードを読み込み、必要事項を記入してください。  
【締め切り】令和7年5月23日（金）
- 注意事項
  - ・本講習会は、（一社）全国土木施工管理技士会連合会のCPDS単位取得の対象ではありません。
  - ・定員を超える申し込みがある場合は、佐賀県建設業者施行能力等級B、C（土木一式工事）の施工会社に所属している方を優先する場合があります。また、各社2名程度に制限する場合があります。
  - ・午後のICT建機の操作体験は、車両系建設機械運転技能講習の修了者に限ります。当日は修了証を持参ください。なお、修了証がない方も参加できますが、操作はできません。また、汚れても構わない服装、ヘルメット、安全靴の持参をお願いします。
  - ・荒天時は中止します。中止の場合は、前日夕方までに申し込み者へご連絡します。



# 3. 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用試行工事実施要領の改定

## ○ CCUS活用試行工事実施要領の改定

CCUSの活用拡大を図るため、実施要領を改定しました。

### 【主な改定内容】

#### ・対象工事

(改定前) 県土整備部が発注する工事(営繕工事を除く、予定価格1億円以上)のうち、  
特記仕様書において発注者が指定する工事

(改定後) 県土整備部が発注する全ての工事

#### ・基準(平均登録事業者率・平均登録技能者率・平均就業履歴蓄積率)

(改定前) 70%・60%・30%

(改定後) 70%・60%・30%(営繕工事を除く)、50%・30%・20%(営繕工事)

#### ・未達成項目の報告期限

(改定前) 工事完成検査終了後14日以内

(改定後) 工事完成検査日まで

### 【適用】

・令和7年11月20日以降に公告する工事に適用

## ○ CCUS現場運用実践セミナーの開催

### 【初心者向け】

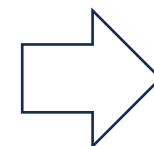
・佐賀会場 令和8年6月3日(水) 午前

### 【現場運用経験者向け(元請け)】 ※R7年度開催内容と同じレベル

・鳥栖会場 令和8年6月2日(火) 午後

・佐賀会場 令和8年6月3日(水) 午後

・武雄会場 令和8年6月4日(木) 午前



開催案内は次頁へ

# 3. 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用試行工事実施要領の改定

## 【初心者向け】

■ 日時・会場

① 佐賀会場  
 【日時】令和8年6月3日（水曜日）9時30分～12時00分  
 【会場】佐賀総合庁舎 4階41・42号会議室  
 【住所】佐賀市八丁畷町8-1

■ プログラム

開始時刻	所用時間	内容	講師
9:30	5分	開会（主催者挨拶）	佐賀県
9:35	45分	概要説明	（一財）建設業振興基金
10:20	10分	休憩	
10:30	45分	CCUS運用実践会 ・現場管理者設定 ・現場登録 ・施工体制登録 ・施工体制技能者登録 ・作業員名簿閲覧等 ・就業履歴閲覧等	（一財）建設業振興基金
11:15	15分	モデル工事への取組	（一財）建設業振興基金
11:30	10分	質疑応答	（一財）建設業振興基金
11:40	5分	閉会	佐賀県

※閉会后、参加者に限り12:00まで個別相談会を実施します。  
 進行状況により、個別相談会の時間が短くなる場合があります。

## 【現場運用経験者向け】

■ 日時・会場

① 鳥栖会場  
 【日時】令和8年6月2日（火曜日）13時00分～16時00分  
 【会場】鳥栖総合庁舎 別館第1会議室  
 【住所】鳥栖市元町1234-1

② 佐賀会場  
 【日時】令和8年6月3日（水曜日）13時00分～16時00分  
 【会場】佐賀総合庁舎 4階41・42号会議室  
 【住所】佐賀市八丁畷町8-1

③ 武雄会場  
 【日時】令和8年6月4日（木曜日）9時30分～12時30分  
 【会場】武雄総合庁舎 別館2階大会議室  
 【住所】武雄市武雄町昭和265

■ プログラム 上段：午前 / (下段：午後)

開始時刻	所用時間	内容	講師
9:30 (13:00)	5分	開会（主催者挨拶）	佐賀県
9:35 (13:05)	30分	概要説明	（一財）建設業振興基金
10:05 (13:35)	15分	モデル工事への取組	（一財）建設業振興基金
10:20 (13:50)	10分	休憩	
10:30 (14:00)	70分	CCUS運用実践会 ・現場管理者設定 ・現場登録 ・施工体制登録 ・施工体制技能者登録 ・作業員名簿閲覧等 ・就業履歴閲覧等	（一財）建設業振興基金
11:40 (15:10)	15分	質疑応答	（一財）建設業振興基金
11:55 (15:25)	5分	閉会	佐賀県

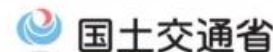
※閉会后、参加者に限り12:30（16:00）まで個別相談会を実施します。  
 進行状況により、個別相談会の時間が短くなる場合があります。

# 4. 現場環境改善費試行要領の改定

今年度の熱中症対策に適用できるよう、現場環境改善費試行要領を改定しました。

【適用】 令和8年4月30日以降に公告する工事に適用

## 1.(2)1) 現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充



工事

- 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
- より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。

【猛暑対策サポートパッケージ関連】

現行

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舍の快適化 3.デザインボックス(交通誘導員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連施設および厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費等(地域行事等の経費含む) 9.社会貢献

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi	現場環境改善費率:i(%)	
	大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合 $i=56.6 \cdot Pi^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot Pi^{-0.201}$
5億円を超える場合	1.73	0.71

+

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舍の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策
地域連携	1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施

対象額:Pi	現場環境改善費率:i(%)	
	大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合 $i=45.9 \cdot Pi^{-0.175}$	$i=32.5 \cdot Pi^{-0.202}$
5億円を超える場合	1.38	0.57

+

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

所管事業ごとに異なります。詳細は、試行要領を確認してください。

ご清聴ありがとうございました。